

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

上県町通所介護事業所「喜多の苑」運営推進会議設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第34条の規定に基づき設置する対馬市社会福祉協議会上県町通所介護事業所「喜多の苑」運営推進会議（以下「会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(会議の設置目的)

第2条 会議は、指定地域密着型通所介護事業者である社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が行う上県町通所介護事業所「喜多の苑」（以下「事業所」という。）の運営状況並びに活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けることにより、地域に開かれた事業運営及びサービスの質の向上の確保を図ることを目的として設置する。

(組 織)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者のうちから事業者の代表者が委嘱する。

- (1) 事業所の利用者及び家族
- (2) 事業所が所在する区域の地域住民の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 地域密着型通所介護について知見を有する者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、事業者の代表者が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 会議は、事業者の代表者が招集する。

- 2 会議の進行は、事業所の管理者が行う。
- 3 委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 会議は、おおむね6月に1回以上開催する。

(会議の議題)

第6条 会議の議題は、次に掲げる内容とする。

- (1) 事業所の運営に関する事
- (2) 活動状況報告及び評価に関する事
- (3) 委員からの必要な要望及び助言等に関する事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者の代表者が必要と認める事項

(会議の通知等)

第7条 事業者の代表者は、書面送付により会議を開催する旨の通知を行うものとする。

- 2 前項の通知には、開催日、議事内容等を記載するものとする。

(記録の作成および公表)

第8条 事業者は、会議の結果に関して、第6条に定める議題についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

(費用弁償)

第9条 事業者は、会議に出席した委員に、日当および車賃を支給する。

- 2 委員の費用弁償の額及び支給の方法は、本会の役員等の報酬及び費用弁償に関する規程ならびに役職員等旅費支給規程に準じて行う。

(守秘義務)

第10条 委員には、職務上知り得た利用者やその家族の事情及び秘密に関する事項について守秘義務がある。委員在任中はもとより、退職後も守秘義務を負う。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年9月28日に制定し、平成28年4月1日より適用する。